

こどもの国ボランティア要綱

(趣 旨)

第1条 こどもの国は、豊かな自然を育み、安心・安全な環境の中で、子どもが楽しく遊び、体験を通じて生きる力を育むことにより、その健全育成を図ることを目的として運営されている。また、近年は高齢者などの利用も増加しており、多様な利用者ニーズに応えていくことが重要となっている。このため、広く地域からこどもの国の活動に関心や理解がある者を求め、その協力の下、こどもの国の魅力を一層高め、運営の充実を図っていくため、「こどもの国ボランティア」(以下「ボランティア」という。)を設けるものとする。

(ボランティアの種別)

第2条 「ボランティア」は、活動内容により次のとおり区分する。

- 1 植物を中心とする自然及び環境に関するボランティア(以下、「みどりのボランティア」という。)
- 2 自然に関する調査、自然保護区の整備、ビジターセンターの展示物の作成に関するボランティア(以下「自然ボランティア」という。)
- 3 工作、遊具の貸し出し、紙芝居や紙飛行機など入園者が楽しむことができる遊びに関するボランティア(以下、「遊びのボランティア」という。)
- 4 その他、利用者のニーズに応じて、活動を援助するボランティア(以下、「利用者支援ボランティア」という。)

(事務局)

第3条 ボランティアの事務局は、こどもの国協会(以下、協会という)業務部 催事広報課に置く。

(活動の内容)

第4条 ボランティアは、別紙「ボランティア活動指針」を基本とし、次の活動を行うものとする。

- 1 植物を中心とする自然および環境の保全・整備事業に関する協力
- 2 協会が実施するイベントやプログラムの実施および入園者支援への協力
- 3 上記に関する広報活動や利用案内等への協力
- 4 その他、協会が要請する活動への協力

(ボランティアの要件等)

第5条 ボランティアは次の要件を満たす者とする。

- 1 こどもの国およびボランティア活動の趣旨・目的を理解し、原則月1回以上の活動が可能な者であること。
- 2 こどもの国の規定を守り、かつ入園者に対する支援に適性を有する者であること。
- 3 必要な研修に参加可能な者であること。

(募 集)

第6条 ボランティアは必要に応じて随時募集する。

(登録等)

第7条 ボランティアの登録手続き等は、次のとおりとする。

- 1 登録を希望する者は別紙登録申請書に必要項目を記入して事務局に提出すること。
- 2 事務局は、登録申請を審査し、要件を満たす者であることが認められた場合には、ボランティア証を発行する。なお、登録ボランティアは入園時に通用門でボランティア証を提示するとともに、活動中はこれを着衣に付け活動すること。
- 3 登録期間は1年以内とし、申請日から翌3月31日までとする。引き続き登録を希望する者は、申し出により登録を更新することができる。
- 4 協会は、運営方針に反する活動、あるいはボランティアとしてふさわしくない行為があった場合、登録を取り消すことができる。
- 5 退会する場合には、事務局にその旨届け出てボランティア証を返却すること。

(活動日および活動時間)

第8条 活動日は、関連催事の予定やボランティアの意向を考慮して事務局が定める。活動時間は、原則としてこどもの国の開園時間とする。

(活動記録)

第9条 ボランティアは別に定める活動記録簿に、活動状況を記録するものとする。

(協働体制の確保)

第10条 協会とこどもの国ボランティアは、意思疎通を深め運営の向上及びボランティア活動の充実を図るため、次の措置を講じるものとする。

- 1 こどもの国ボランティアは、こどもの国協会の運営方針に協力する

ものとする。

- 2 第2条で定める「みどりのボランティア」、「自然のボランティア」「遊びのボランティア」、「利用者支援ボランティア」は、各々において、年度初めに正副代表世話人を互選により選出し、速やかに事務局に届け出るものとする。
- 3 協会は、必要に応じて代表世話人等との意見交換の場を設け、ボランティアの意見を運営に反映させるものとする。

(報酬等)

第11条 ボランティア活動は無償とする。ただし、交通費等は予算の許す範囲で支給する。また、ボランティア保険の経費はこどもの国が負担する。

(その他)

第12条 この要綱の定め以外の事項は、必要に応じて事務局が別に定める。

附 則

この要綱は2017年（平成29年）10月1日から施行する。

(別紙)

こどもの国ボランティア活動指針を、以下の通り定めるものとする。

こどもの国ボランティア活動指針

1. こどもの国ボランティア(以下「ボランティア」という。)は、こどもの国の自然環境の整備を援助し、遊びや体験を通じた学びの(生きる力を育む)ための各種事業に協力することにより、児童福祉の増進に貢献するとともに、こどもの国の運営の充実に寄与することを目的として活動する。
2. ボランティアは、その知識や技術など持てる能力を発揮し、こどもの国が個々人の活躍の場となるよう努めるものとする。
3. ボランティアは、利用者や地域住民との世代を超えて交流する機会を通じて、「ありがとう」という利用者からの感謝の言葉に喜びや生きがいを感じることができるよう、各種事業に積極的に参加・協力するなど、利用者との交流に努めるものとする。
4. ボランティアは、こどもの国協会(以下「協会」という。)との連携を密にして、利用者にとって有益な活動を協会に提案するものとする。
5. ボランティアは、個々人の生活の場においても、周囲の人々にこどもの国の素晴らしさを伝えるとともに、その利用促進に寄与するものとする。